

〈医師用〉

※主治医様 下記太枠内を御記入願います。

<b>登園許可証明書</b>		
<u>入所児童氏名</u>		
病名 「 _____ 」		
年	月	日から症状も回復し、集団生活に支障がない状態になったので登園可能と判断します。
_____ 年 月 日		
<u>医療機関名</u>		
<u>医師名</u>		印又はサイン

保育所は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、子どもたちが一日快適に生活できるよう、下記の感染症について登園許可証明書の提出をお願いします。

感染力のある期間に配慮し、子どもの健康回復状態が集団での保育所生活が可能状態となつてからの登園となるようにご配慮下さい。

○ 医師が記入した意見書が必要な感染症

感染症名	感染しやすい期間	登園の目安
麻疹(はしか)	発症1日前から発しん出現後の4日後まで	解熱後3日を経過してから
インフルエンザ	症状がある期間(発症前24時間から発病後3日程度までが最も感染力が強い)	発症した後5日間を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで(乳幼児にあたっては3日を経過するまで)
風しん	発しん出現の前7日から後7日間くらい	発しんが消失してから
水痘(水ぼうそう)	発しん出現1～2日前から痂皮形成まで	すべての発しんが痂皮化してから
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日を経過するまで、かつ全身状態が良好になるまで
結核		医師により感染の恐れがないと認められるまで
咽頭結膜熱(プール熱)	発熱、充血等症状が出現した数日間	主な症状が消え2日経過してから
流行性角結膜炎	充血、目やに等症状が出現した数日間	感染力が非常に強いので結膜炎の症状が消失してから
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌抗生物質製剤による治療が終了するまで
腸管出血性大腸菌感染症(O157, O26, O111等)		症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48時間をあけて連続2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの
急性出血性結膜炎	ウイルスが呼吸器から1～2週間、便から数週間～数ヶ月排出される	医師により、感染の恐れがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎		医師により感染の恐れがないと認められるまで

〔保護者様用〕

※保護者様をご記入ください

<b>登園届</b>	
たんぽぽのこども保育園 園長様	
<u>入園児童氏名</u>	
病名「 医療機関名「	」と診断され、 年 月 日に 」 医療機関連絡先（
において、症状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたので、登園いたします。	
<u>保護者氏名</u>	印又はサイン

保育所は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、子どもたちが一日快適に生活できることが目安です。  
保育所入所児がよくかかる下記の感染症については、登園の目安を参考に、かかりつけ医師の診断に従い、登園届の提出をお願いいたします。なお、保育所での集団生活に適応できる状態に回復してからの登園とされますよう、十分にご配慮下さい。

下記の感染症が治り、登園される際は、保護者様の記入される登園届をご提出ください。  
(登園の目安は、お子さまの全身状態が良好であることが基準となります。)

○医師の判断を受け、保護者様をご記入される登園届が必要な感染症

感染症名	感染しやすい期間	登園の目安
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服後24～48時間経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水泡、潰瘍が発生した数日間	発熱や口腔内の水泡、潰瘍の影響がなく、普段の食事が摂れること
伝染性紅斑 (リンゴ病)	発しん出現前の数日間	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎 (ノロ、ロタ、アデノウイルス等)	症状のある間と、症状消失後1週間(量は減少していくが数週間ウイルスを排泄しているので注意が必要)	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事が摂れること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間(便の中に1カ月間程度ウイルスを排泄しているため、注意が必要)	発熱や口腔内の水泡、潰瘍の影響がなく、普段の食事が摂れること
RSウイルス感染症	呼吸器症状がある間	呼吸器症状が消失し、全身症状が良いこと
帯状疱疹	水泡を形成している間	すべての発しんが痂皮化してから
突発性発疹		解熱し、機嫌がよく全身状態が良いこと
その他の感染症	病名	